

平成13年6月27日

中央環境審議会地球環境部会
国内制度小委員会
委員長 安原 正 様

東京都環境局企画担当部長
梶原 康 二

国内制度小委員会「中間取りまとめ」に対する意見

標記の件について、下記のとおり意見を申し述べます。

1、地球温暖化対策推進大綱による現行の対策の評価が十分とは言えず、新たな追加的な施策の実効性にも不安がある。

当小委員会では、「地球温暖化対策推進大綱」で決められた各種の国内対策では不十分であるため、追加的な施策を検討し、日本の6%削減を確実にすることを目的としている。しかし、大綱の国内対策の評価が十分とは言えず、追加的な施策についても実効性に不安があるように見える。

2、対策メニューが網羅的に例示されているのみで、それらのプライオリティーが不明確である。

国内の排出削減対策に係る制度と対策技術別の削減ポテンシャルとの対応が不明確である。そのため、ここに例示された施策のメニューの中で、日本の6%削減を確実に達成するために選択すべきポリシーミックスは何なのか、プライオリティーが不明確になっている。対策メニューの例示にとどまるようであれば、結果として大綱の施策と同じ水準のものになってしまいかねない。

3、環境税と新エネルギーとの導入の必要性を明記すべきである。

国内の排出削減対策に係る制度と対策技術別の削減ポテンシャルとを概観すると、現在不足している最も効果のある施策として、環境税と新エネルギーとの導入があげられる。

このうち、環境税については、環境庁時代、平成6年8月に設置された「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」に始まり、既に6年以上も検討されてきているにもかかわらず、今回の中間まとめの中においても、他の施策と同様に扱われている。日本の6%削減を達成するためには、環境税の導入は、必要不可欠な施策で

であることを明記すべきである。

また、新エネルギー、正確には、再生可能エネルギーの導入についても、経済産業省等で長年検討されてきている対策メニューである。省庁の枠を超えた連携により、今後その導入量を飛躍的に増大させるための義務的な仕組みを含めた積極的な導入策を明記すべきである。